

旅館業法(宅建業法)の特例 ～旅館業法の特例となる不動産について重要事項説明義務がないことの 明確化～

(平成26年12月5日 国土交通省通知 国土動第87号)

特例措置前

○国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の対象となる滞在施設の外国人旅客への紹介について、宅地建物取引業法が適用されるかについて疑義が生じていた。

(規制の根拠)

宅地建物取引業法 第2条、第35条

ニーズ

○旅館業法の特例を活用したいが、滞在施設の外国人旅行客への紹介について重要事項説明が必要であれば、その対応及び特例の活用が難しい。



特例措置

○国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の対象となる滞在施設の外国人旅客への紹介について、宅建業法が規制対象としていない「宅地又は建物を自ら賃貸する行為」に該当するものであり、宅建業法は適用されないことを明確化する。



効果

○滞在施設の提供がスムーズになり、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の推進につながる。